

川崎町職員の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

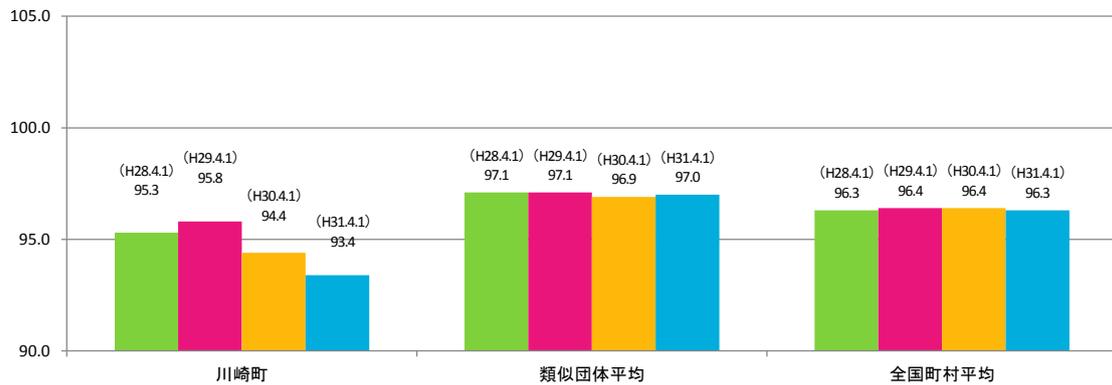
区 分	住民基本台帳人口 (平成 31 年 1 月 1 日)	歳 出 額 A	実 質 収 支	人 件 費 B	人 件 費 率 B/A	(参考) 29 年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
30 年度	16,801	10,207,323	884,334	1,677,168	16.4	17.0

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 類似団体平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
30 年度	205	708,016	88,274	285,050	1,081,340	5,275	5,707

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は、平成 30 年 4 月 1 日現在の人数である。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

(3) ラスパイレス指数の状況（各年 4 月 1 日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を 100 として計算した指数。
 2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。
 (補正前のラスパイレス指数 × (1 + 当該団体の地域手当支給率) / (1 + 国の指定基準に基づく地域手当支給率) により算出。)
 3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

※ 平成 31 年 4 月 1 日のラスパイレス指数が、① 3 年前に比べて 1 ポイント以上上昇している場合、② 3 年連続で上昇している場合、③ 100 を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

(4) 給与改定の状況

①月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与(A)	公務員給与(B)	較差(A)-(B)	勧告(改定率)		
30年度	円 —	円 —	円 —	% —	% —	% 0.09

(注)「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレ比較した平均給与月額である。

②特別給(期末・勤勉手当)

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の年間支給月数
	民間給与(A)	公務員給与(B)	較差(A)-(B)	勧告(改定率)		
30年度	円 —	円 —	円 —	% —	% —	月 4.50

(注)「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

※ 本町は、人事委員会を設置していないため、国の人事院勧告に準じた給与改定を実施している。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】 国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

実施 未実施]

実施内容(平均引下げ率、実施(実施予定)時期、経過措置の有無等具体的な内容(未実施の場合には、その理由))

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日
(内容) 一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均1.8%引下げ。3級以上の級の高位号給は最大4%引下げ。5級及び6級に号給を増設。激変緩和のため、5年間(平成32年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。
他の給料表(医療職(一)を除く。)については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

②地域手当の見直し

実施内容(国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合)

(支給割合)

	平成26年度の支給割合	平成27年度の支給割合		平成28年度の支給割合	平成29年度の支給割合	平成30年度の支給割合	令和元年度の支給割合
		4月1日時点	遡及改定後				
国基準による支給割合	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%
川崎町の支給割合	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%

③その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施。(平成27年4月1日実施)

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況

(平成 31 年 4 月 1 日現在)

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額 () 内減額前	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
川崎町	43.2 歳	297,097 円	327,229 円	317,736 円
福岡県	42.8 歳	322,722 円	407,124 円	361,360 円
国	43.4 歳	329,433 円	411,123 円	411,123 円
類似団体	41.7 歳	308,262 円	369,032 円	338,757 円

②技能労務職

区分	公務員					民間			参考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額 () 内減額前	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
川崎町	56.5 歳	12 人	336,035 円	359,527 円	349,943 円	—	—	—	—
うち自動車運転手	54.7 歳	3 人	356,971 円	422,640 円	384,304 円	—	—	—	—
その他	57.2 歳	9 人	329,056 円	338,490 円	338,490 円	—	—	—	—
福岡県	56.3 歳	494 人	328,532 円	378,843 円	356,311 円	—	—	—	—
国	50.9 歳	2,431 人	287,312 円	— 円	329,380 円	—	—	—	—
類似団体	50.4 歳	8 人	291,167 円	316,328 円	304,715 円	—	—	—	—

③教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額 () 内減額前	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
川崎町	47.2 歳	294,450 円	312,300 円	312,300 円
福岡県	43.3 歳	354,736 円	406,439 円	— 円
類似団体	40.3 歳	296,816 円	330,320 円	— 円

(2) 職員の初任給の状況 (平成 31 年 4 月 1 日現在)

区 分	川崎町	福岡県	国	
一般行政職	大学 卒	180,700 円	186,700 円	180,700 円
	高校 卒	148,600 円	152,500 円	148,600 円
技能労務職	高校 卒	148,600 円	— 円	— 円
	中学 卒	148,600 円	— 円	— 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況 (平成 31 年 4 月 1 日現在)

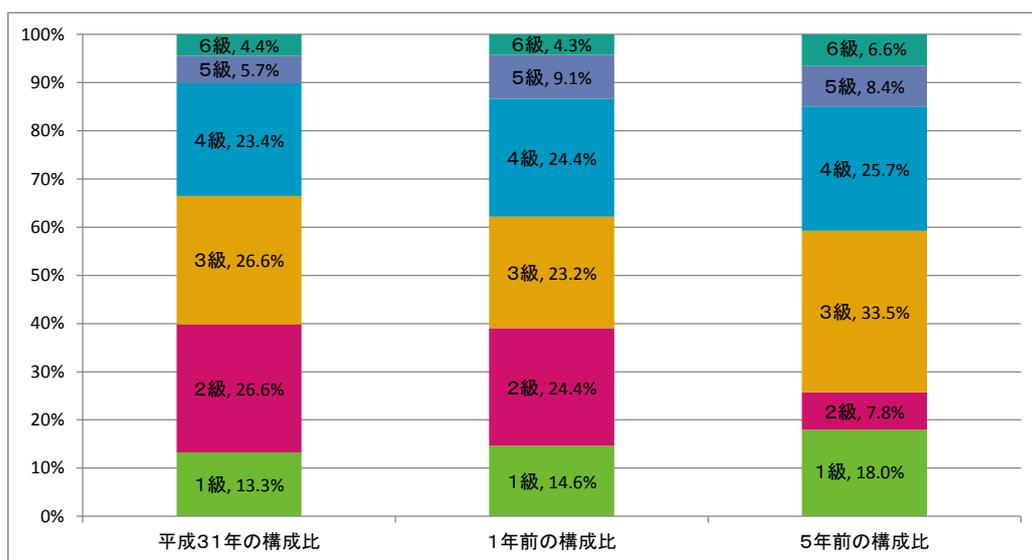
区 分	経験年数 10 年	経験年数 20 年	経験年数 25 年	経験年数 30 年	
一般行政職	大学 卒	247,209 円	348,100 円	374,800 円	394,843 円
	高校 卒	224,650 円	335,583 円	365,075 円	364,780 円
技能労務職	高校 卒	—	—	—	—
	中学 卒	—	—	—	—

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況 (平成31年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1 級	主事	21 人	13.3 %	144,100 円	247,600 円
2 級	主事	42 人	26.6 %	194,000 円	304,200 円
3 級	主任主事・主査	42 人	26.6 %	230,000 円	364,000 円
4 級	係長	37 人	23.4 %	263,000 円	381,900 円
5 級	課長	9 人	5.7 %	288,900 円	393,000 円
6 級	課長	7 人	4.4 %	319,200 円	410,200 円

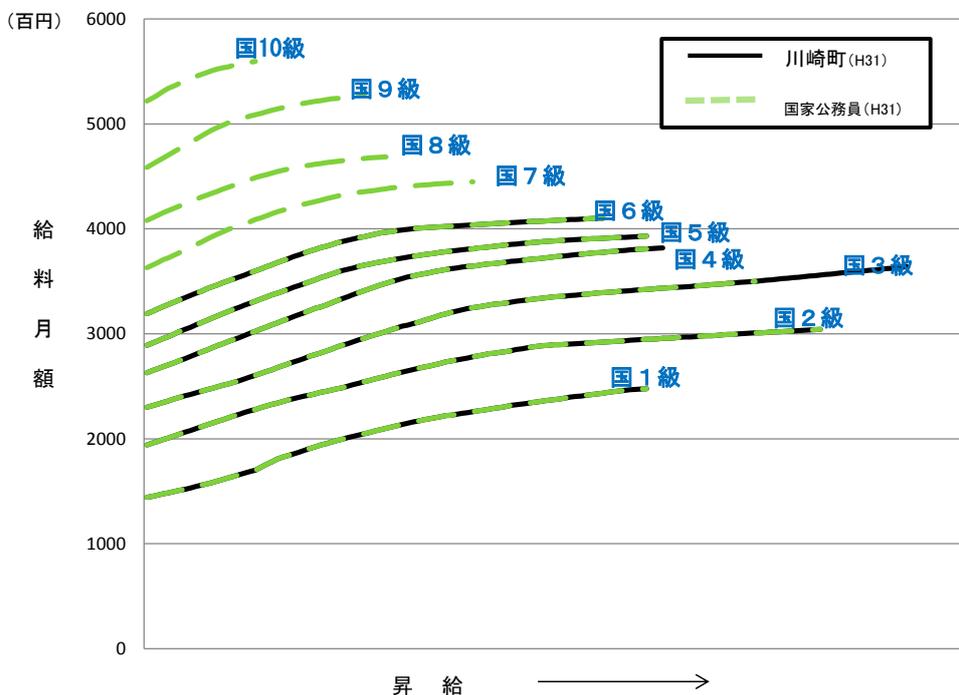
- (注) 1 川崎町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



- (注) 平成18年に8級制から6級制に変更している。(旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合)

(2) 国との給料表カーブ比較 (行政職 (一))

平成31年4月1日時点



(2) 昇給への人事評価の活用状況 (川崎町)

平成31年4月2日から令和2年4月1日までにおける運用	管理職員		一般職員	
	イ 人事評価を活用している			
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分				
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分 (一律)		○		○
ロ 人事評価を実施していない				
活用予定時期	令和2年度中予定		令和2年度中予定	

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

川崎町	福岡県	国
1人当たり平均支給額 (30年度) 1,371 千円	1人当たり平均支給額 (30年度) 1,638 千円	—
(30年度支給割合) 期末手当 2.60月分 (1.45月分) 勤勉手当 1.85月分 (0.90月分)	(30年度支給割合) 期末手当 2.60月分 (1.45月分) 勤勉手当 1.85月分 (0.90月分)	(30年度支給割合) 期末手当 2.60月分 (1.45月分) 勤勉手当 1.85月分 (0.90月分)
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~10%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 10~25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 10~25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況(川崎町)

令和元年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の区分	○	○	○	○
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分(一律)				
ロ 人事評価を実施していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当 (平成 31年4月1日現在)

川崎町			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分	最高限度額	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置2~20%加算			定年前早期退職特例措置2~45%加算		
1人当たり平均支給額	6,658 千円	18,463 千円	1人当たり平均支給額	—	

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、30年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当 (平成 31年4月1日現在)

支給実績(30年度決算)		0千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(30年度決算)		0円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
福岡市	0%	0人	0%
地域手当補正後ラスバイレス指数			—
(ラスバイレス指数)			

(注) 地域手当補正後ラスバイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスバイレス指数。

(補正前のラスバイレス指数 × (1 + 当該団体の地域手当支給率) / (1 + 国の指定基準に基づく地域手当支給率) により算出。)

(4) 特殊勤務手当 (平成 31 年 4 月 1 日現在)

支給実績 (30 年度決算)	0 千円			
支給職員 1 人当たり平均支給年額 (30 年度決算)	0 円			
職員全体に占める手当支給職員の割合 (30 年度)	0.0 %			
手当の種類 (手当数)	2			
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績	左記職員に対する支給単価
防疫等作業に従事する職員の特殊勤務手当	伝染病防疫作業に従事する職員	伝染病等防疫作業業務	千円	1 回につき 400 円
災害応急作業に従事する職員の特殊勤務手当	災害応急作業に従事する職員	災害応急作業業務	千円	出勤 1,300 円/1H 待機 1,000 円/1H

(5) 時間外勤務手当

支給実績 (30 年度決算)	30,805 千円
職員 1 人当たり平均支給年額 30 年度決算)	155 千円
支給実績 (29 年度決算)	22,797 千円
職員 1 人当たり平均支給年額 29 年度決算)	107 千円

(注) 職員 1 人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績 (29 年度決算)」と同じ年度の 4 月 1 日現在の職員総数 (管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。) であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当 (平成 31 年 4 月 1 日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (30 年度決算)	支給職員 1 人当たり平均支給年額 (30 年度決算)
扶養手当	配偶者 6,500 円、子 10,000 円、その他 6,500 円 15 歳 ~ 22 歳の子については 5,000 円加算	同		21,587 千円	234,638 円
住居手当	借家・借間 最高 27,000 円 自宅 2,500 円	異	住宅を新築・購入してから 5 年間 2,500 円支給	10,161 千円	211,677 円
通勤手当	普通交通機関等利用者 全額 支給 自動車等使用者 2,000 円 ~ 31,600 円 (但し、最短距離で片道 2 km 以上であること)	同		10,179 千円	63,618 円
管理職手当	5 級 37,400 円 6 級 39,270 円	異	手当率 8% ~ 25%	10,794 千円	449,735 円
宿日直手当	日直手当 1 回 4,200 円 常直手当 1 回 7,200 円 特殊日直 1 回 500 円	異	1 回につき 500 円 ~ 7,200 円	317 千円	79,200 円
管理職特別勤務手当	管理監督職にある者 休日等の勤務 1 回につき 12,000 円 週休日以外の午前 0 時から午前 5 時の間に勤務を行った者につき 6,000 円	同		0 千円	0 円

5 特別職の報酬等の状況 (平成 31 年 4 月 1 日現在)

区 分]		(参考) 類似団体における最高/最低額
給 料	町 長	705,000 円	(円)	850,000 円 / 266,000 円
	副 町 長	572,000 円	(円)	700,000 円 / 468,000 円
報 酬	議 長	298,500 円	(円)	420,000 円 / 230,000 円
	副 議 長	264,300 円	(円)	360,000 円 / 180,000 円
	議 員	245,000 円	(円)	345,000 円 / 157,000 円
期 末 手 当	町 長	(30 年度支給割合) 2.60 月分		
	副 町 長	加算措置 20%		
退 職 手 当	議 長	(30 年度支給割合) 3.1 月分		
	副 議 長	加算措置 25%		
備 考	町 長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	副 町 長	給料月額 × 在職年数 × 5.1	14,382,000 円	任期满后毎
		給料月額 × 在職年数 × 3.0	6,864,000 円	任期满后毎
	備 考			

- (注) 1 給料及び報酬の () 内は、減額措置を行う前の金額である。
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)務めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

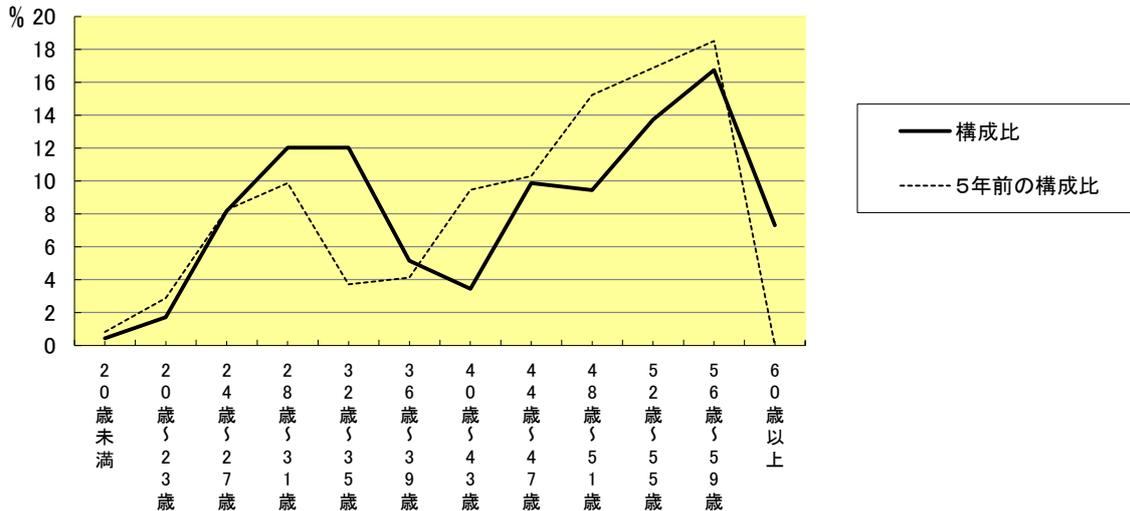
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

区 分	職 員 数				対前年 増減数	主な増減理由
	平成 30 年	平成 31 年	平成 30 年	平成 31 年		
普通会計部門	議会	3 人	3 人	-		
	総務	47 人	51 人	4	統一地方選挙業務の増、機構改革に伴う運転業務の増	
	税務	16 人	15 人	△ 1	機構改革に伴う係の統廃合による減	
	労働	0 人	0 人	0		
	農水	7 人	7 人	-		
	商工	5 人	5 人	-		
	土木	29 人	25 人	△ 4	機構改革に伴う課の統廃合による事務職員の減	
	民生	54 人	51 人	△ 3	機構改革に伴う係の業務統合による減	
	衛生	13 人	14 人	1	機構改革に伴う課の統廃合による係の業務統合による増	
	小計	174 人	171 人	△ 3	<参考> 人口1万人当たり職員数 102 人	
教育部門	31 人	30 人	△ 1	機構改革に伴う運転業務集約による減		
小 計	205 人	201 人	△ 4	<参考> 人口1万人当たり職員数 120 人		
公営企業会計部門	水道	9 人	10 人	1	田川広域水道企業団派遣職員の増	
	その他	24 人	20 人	△ 4	(独)川崎町立病院への派遣終了による減	
	小 計	33 人	30 人	△ 3		
合 計	238 人	231 人	-	<参考> 人口1万人当たり職員数 137 人		
		[249]	[245]	-		

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況 (平成 31 年4月1日現在)



区 分	20歳未満	20歳	24歳	28歳	32歳	36歳	40歳	44歳	48歳	52歳	56歳	60歳以上	計
職員数	1	4	19	28	28	12	8	23	22	32	39	17	233

(3) 職員数の推移

(単位：%・人)

区 分		26年	27年	28年	29年	30年	31年	過去5年間の 増減数(率)
部 門	一般行政	職員数 174	167	164	165	174	171	-1.7%
		増 減	△ 7	△ 3	1	9	△ 3	△ 3
教 育	職員数	32	31	33	29	31	30	-6.3%
		増 減	△ 1	2	△ 4	2	△ 1	△ 2
普 通 会 計 等 会 計	職員数	206	198	197	194	205	201	-2.4%
		増 減	△ 8	△ 1	△ 3	11	△ 4	△ 5
公 営 企 業 等 会 計	職員数	38	38	38	35	33	30	-21.1%
		増 減	0	0	△ 3	△ 2	△ 3	△ 8
計	職員数	244	236	235	229	238	231	-5.3%
		増 減	△ 8	△ 1	△ 6	9	△ 7	△ 13

(注) 1 各年における定数管理調査において報告した部門別職員数

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A 千円	純損益又は 実質収支 千円	職員給与費 B 千円	総費用に占める 職員給与費比率 B/A %	(参考) 29年度の総費用に占 める職員給与費比率 %
30年度	444,607	120,589	45,906	10.3	11.8

区分	職員数 A 人	給与費 B 千円				一人当たり 給与費 B/A 千円	(参考)市町村平均 一人当たり給与費 千円
		給料 千円	職員手当 千円	期末・勤勉手当 千円	計 千円		
30年度	7	30,590	3,393	11,923	45,906	6,558	6,181

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数は、平成30年4月1日現在の人数である。

イ 特記事項

(給与減額の状況)

国の減額等を踏まえた減額措置の取組	減額実施期間
実施	平成21年4月1日～平成30年3月31日
減額措置の内容	
(給料)	
川崎町一般職の職員等の給与の特例に関する条例により平成21年4月1日から平成24年3月31日まで給料を3%減額	
川崎町一般職の職員等の給与の特例に関する条例により平成24年4月1日から平成25年3月31日まで給料を2%減額	
川崎町一般職の職員等の給与の特例に関する条例により平成25年4月1日から平成26年3月31日まで給料を1%減額	
(手当)	
川崎町一般職員の管理職手当の額に関する規定により平成22年9月1日から管理職手当を15%減額	

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況 (平成31年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
川崎町水道事業	43.8 歳	308,800 円	524,481 円
川崎町一般行政職	43.2 歳	297,097 円	454,545 円

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

川崎町水道事業		川崎町一般行政職	
1人当たり平均支給額 (30年度)	1,595 千円	1人当たり平均支給額 (30年度)	1,371 千円
(30年度支給割合)		(30年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.60 月分	1.85 月分	2.60 月分	1.85 月分
(1.45) 月分	(0.90) 月分	(1.45) 月分	(0.90) 月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%～10%		職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～10%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当 (平成31年4月1日現在)

川崎町水道事業			川崎町一般行政職		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置2～20%加算			定年前早期退職特例措置2～20%加算		
1人当たり平均支給額	— 千円	— 千円	1人当たり平均支給額	6,658 千円	18,463 千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、30年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当 (平成 31 年 4 月 1 日現在)

支給実績 (30 年度決算)		0 千円	
支給職員 1 人当たり平均支給年額 (30 年度決算)		0 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度 (支給率)
川崎町	0 %	0 人	0 %

エ 特殊勤務手当 (平成 31 年 4 月 1 日現在)

支給実績 (30 年度決算)		0 千円	
支給職員 1 人当たり平均支給年額 (30 年度決算)		0 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合 (30 年度)		0.0 %	
手当の種類 (手当数)		2	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価

オ 時間外勤務手当

支給実績 (30 年度決算)	1,105 千円
職員 1 人当たり平均支給年額 (30 年度決算)	158 千円
支給実績 (29 年度決算)	1,738 千円
職員 1 人当たり平均支給年額 (29 年度決算)	290 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

(注) 職員 1 人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績 (28年度決算)」と同じ年度の 4 月 1 日現在の職員総数 (管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。) であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当 (平成 31 年 4 月 1 日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (30 年度決算)	支給職員 1 人当たり平均支給年額 (30 年度決算)
扶養手当	配偶者 6,500 円、子 10,000 円、その他 6,500 円 15 歳 ~ 22 歳の子については 5,000 円加算	同		1,196 千円	237,600 円
住居手当	借家・借間 最高 27,000 円 自宅 2,500 円	同		69 千円	34,500 円
通勤手当	普通交通機関等利用者 全額支給 自動車等使用者 2,000 円 ~ 24,500 円 (但し、徒歩で片道 2 km 以上であること)	同		244 千円	34,857 円
管理職手当	5 級 37,400 円 6 級 39,270 円	同		472 千円	471,240 円
管理職特別勤務手当	管理監督職にある者 休日等の勤務 1 回につき 12,000 円 週休日以外の午前 0 時から午前 5 時の間に勤務を行った者につき 6,000 円	同		6 千円	6,000 円

9 職員の福祉の状況

(1) 職員の健康

労働安全衛生法に基づき、職場における職員の安全と健康を保持するため、定期健康診断を実施している。

健康診断（年1回）

受診状況

年 度	受 診 者 数
平成30年度	237人

(2) 共済制度

職員の健康保険や年金制度については、福岡県市町村職員共済組合に加入し、共済組合が短期給付事業（医療関係）、長期給付事業（年金関係）、福祉事業（総合健診・貯金・貸付）を行っている。

(3) 公務災害補償

職員が公務中や通勤途中に災害を受けた場合は、地方公務員災害補償法に基づき、療養補償などを行う。

公務災害の状況（平成30年度実績）

公 務 災 害	1 件
通 勤 災 害	0 件

(4) 職員厚生会

会員の福利厚生に関する事業を実施、相互扶助及び親睦を図ることを目的として、会員の掛金及び負担金で運営している。

年 度	会員掛金総額	町助成額
平成30年度決算	3,949千円	3,564千円
平成31年度予算	3,762千円	2,475千円

事業内容

慶弔給付（福岡県市町村福祉協会に加入）

職員旅行